

# 三豊市立みとよ市民病院訪問看護ステーションえいこう運営規程

## (訪問看護・介護予防訪問看護)

### (事業の目的)

第1条 三豊市が開設する三豊市立みとよ市民病院訪問看護ステーションえいこう（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態、介護予防にあつては要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者および要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 三豊市立みとよ市民病院訪問看護ステーションえいこう
- 二 所在地 三豊市詫間町詫間 6784 番地 206

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1 名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 看護師等 看護職員

看護師常勤換算 2.5 名以上（6 名 R8.4.1 時点）

看護師等は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）を作成し、事業の提供に当たる。

- 三 理学療法士等 理学療法士 1 名  
作業療法士 1 名

訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問する。

- 四 その他 事務職員 1 名

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

\*ただし、営業日、営業時間は、緊急性や必要性によってはこの限りではない。

三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 6 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第 7 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

一 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

二 利用者に主治医がない場合はステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第 8 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症・精神障害患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 他のサービス事業者との連携、調整
- 十一 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 9 条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

一 訪問看護に必要な材料費（保険適用外の衛生材料等）については、実費にて徴収とする。

二 死後の処置料は、20,000 円とする。

三 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、三豊市・観音寺市の区域とし、その他地域は要相談とする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第 12 条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 当ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当ステーションは、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 14 条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(感染症対策)

第 15 条 ステーションは、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し研修及び訓練を定期的実施する等、必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画 (BCP))

第 16 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(虐待防止)

第 17 条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待発生又はその再発の防止のため、責任者の設置、指針の整備、研修の実施等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し虐待防止を徹底するものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 ステーションは、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント防止のための方針の明確化等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
  - 二 継続研修 年1回
  - 三 感染症対策、虐待防止その他業務上必要な研修 適宜実施
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 ステーションは従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 ステーションは利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は三豊市とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行とする。

令和6年4月1日 改訂

令和8年4月1日 改訂